

## 障害者である職員の任免状況の公表について

令和4年9月1日

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和4年6月1日現在の障害者である職員の任免状況について公表します。

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 ※1	障害者数	実雇用率	不足数
市長部局	292.0人	10.0人	3.42%	0.0
教育委員会	94.0人	2.0人	2.13%	0.0

※1 非常勤職員を含む。短時間勤務職員（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員）については、1人の雇用をもって0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

※2 障害の種別や程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であることや障害の程度が推認されるおそれがあるため、非公表とします。